

2024年8月22日

各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 13064)
代表者名 CEO 兼代表取締役社長 小池 広靖
問い合わせ先 サポートダイヤル 長坂 智
TEL 0120-753104

上場投資信託 (ETF) の設定・交換の申込締切時間の変更に係る

投資信託約款の付表変更等に関するお知らせ

当社は、本日、以下の通り、対象 ETF (計 66 本) の投資信託約款の付表 (以下「約款付表」といいます。) を変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

2024年11月5日より東京証券取引所の取引時間が午後3時30分まで延伸されることを受けて、投資家の利便性向上の観点から、対象 ETF について、設定・交換*の申込締切時間を変更いたします。

*設定、交換、一部解約をまとめて、設定・交換といえます (以下、同様)。

記

[対象 ETF および変更の内容]

	対象 ETF	銘柄コード	約款変更後の内容		
			設定の申込締切時間	交換の申込締切時間	申込者が、対象株価指数または対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の申込締切時間
1	NEXT FUNDS TOPIX 連動型上場投信	1306	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
2	NEXT FUNDS TOPIX Core 30 連動型上場投信	1311	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
3	NEXT FUNDS 日経 225 連動型上場投信	1321	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
4	NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスバ連動型上場投信	1325	午後 4 時	午後 4 時	—
5	NEXT FUNDS 金価格連動型上場投信	1328	午後 4 時	午後 4 時	—
6	NEXT FUNDS 東証 REIT 指数連動型上場投信	1343	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	—

	対象 ETF	銘柄 コード	約款変更後の内容		
			設定の 申込締切時間	交換の 申込締切時間	申込者が、対象 株価指数または 対象指数の構成 銘柄である株式 の発行会社等 である場合の申込 締切時間
7	NEXT FUNDS 日経平均ダブルインバース・インデックス連動型上場投信	1357	午後 4 時 30 分	午後 4 時 30 分	—
8	NEXT FUNDS JPX 日経 400 ダブルインバース・インデックス連動型上場投信	1472	午後 4 時 30 分	午後 4 時 30 分	—
9	NEXT FUNDS 野村企業価値分配指数連動型上場投信	1480	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
10	NEXT FUNDS 日経平均高配当株 50 指数連動型上場投信	1489	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
11	NEXT FUNDS NASDAQ-100® (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	1545	午後 4 時	午後 4 時	—
12	NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均株価 (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	1546	午後 4 時	午後 4 時	—
13	NEXT FUNDS タイ株式 SET50 指数連動型上場投信	1559	午後 4 時	午後 4 時	—
14	NEXT FUNDS FTSE ブルサ・マレーシア KLCI 連動型上場投信	1560	午後 4 時	午後 4 時	—
15	NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信	1570	午後 4 時 30 分	午後 4 時 30 分	—
16	NEXT FUNDS 日経平均インバース・インデックス連動型上場投信	1571	午後 4 時 30 分	午後 4 時 30 分	—
17	NEXT FUNDS 野村日本株高配当 70 連動型上場投信	1577	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
18	NEXT FUNDS JPX 日経インデックス 400 連動型上場投信	1591	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
19	NEXT FUNDS 東証銀行業株価指数連動型上場投信	1615	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
20	NEXT FUNDS 食品 (TOPIX-17) 上場投信	1617	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
21	NEXT FUNDS エネルギー資源 (TOPIX-17) 上場投信	1618	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
22	NEXT FUNDS 建設・資材 (TOPIX-17) 上場投信	1619	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
23	NEXT FUNDS 素材・化学 (TOPIX-17) 上場投信	1620	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分

	対象 ETF	銘柄 コード	約款変更後の内容		
			設定の 申込締切時間	交換の 申込締切時間	申込者が、対象 株価指数または 対象指数の構成 銘柄である株式 の発行会社等 である場合の申込 締切時間
24	NEXT FUNDS 医薬品 (TOPIX-17) 上場投信	1621	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
25	NEXT FUNDS 自動車・輸送機 (TOPIX-17) 上場投信	1622	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
26	NEXT FUNDS 鉄鋼・非鉄 (TOPIX-17) 上場投信	1623	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
27	NEXT FUNDS 機械 (TOPIX-17) 上場投信	1624	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
28	NEXT FUNDS 電機・精密 (TOPIX-17) 上場投信	1625	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
29	NEXT FUNDS 情報通信・サービスその他 (TOPIX-17) 上場投信	1626	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
30	NEXT FUNDS 電力・ガス (TOPIX-17) 上場投信	1627	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
31	NEXT FUNDS 運輸・物流 (TOPIX-17) 上場投信	1628	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
32	NEXT FUNDS 商社・卸売 (TOPIX-17) 上場投信	1629	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
33	NEXT FUNDS 小売 (TOPIX-17) 上場投信	1630	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
34	NEXT FUNDS 銀行 (TOPIX-17) 上場投信	1631	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
35	NEXT FUNDS 金融 (除く銀行) (TOPIX-17) 上場投信	1632	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
36	NEXT FUNDS 不動産 (TOPIX-17) 上場投信	1633	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
37	NEXT FUNDS インド株式指数・Nifty 50 連動型上場投信	1678	午後 4 時	午後 4 時	—
38	NEXT FUNDS NOMURA 原油インデックス連動型上場投信	1699	午後 4 時	午後 4 時	—
39	NEXT FUNDS 日本成長株アクティブ上場投信	2083	午後 4 時 30 分	午後 4 時 30 分	—
40	NEXT FUNDS 日本高配当株アクティブ上場投信	2084	午後 4 時 30 分	午後 4 時 30 分	—

	対象 ETF	銘柄 コード	約款変更後の内容		
			設定の 申込締切時間	交換の 申込締切時間	申込者が、対象 株価指数または 対象指数の構成 銘柄である株式 の発行会社等 である場合の申込 締切時間
41	NEXT FUNDS ブルームバーグ・ドイツ国債（7-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信	2245	午後 4 時	午後 4 時	—
42	NEXT FUNDS ブルームバーグ・フランス国債（7-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信	2246	午後 4 時	午後 4 時	—
43	NEXT FUNDS JPX 国債先物ダブルインバース指数連動型上場投信	2251	午後 4 時 30 分	午後 4 時 30 分	—
44	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	2511	午後 4 時	午後 4 時	—
45	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信	2512	午後 4 時	午後 4 時	—
46	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI 指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	2513	午後 4 時	午後 4 時	—
47	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI 指数（為替ヘッジあり）連動型上場投信	2514	午後 4 時	午後 4 時	—
48	NEXT FUNDS 外国 REIT・S&P 先進国 REIT 指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	2515	午後 4 時	正午 （変更なし）	—
49	NEXT FUNDS MSCI 日本株女性活躍指数（セレクト）連動型上場投信	2518	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
50	NEXT FUNDS 新興国債券・J.P.モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	2519	午後 4 時	午後 4 時	—
51	NEXT FUNDS 野村株主還元 70 連動型上場投信	2529	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
52	NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信	2554	午後 4 時	午後 4 時	—
53	NEXT FUNDS S&P 500 指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	2633	午後 4 時	午後 4 時	—
54	NEXT FUNDS S&P 500 指数（為替ヘッジあり）連動型上場投信	2634	午後 4 時	午後 4 時	—
55	NEXT FUNDS S&P 500 ESG 指数連動型上場投信	2635	午後 4 時	午後 4 時	—
56	NEXT FUNDS MSCI ジャパンカンントリーESG リーダーズ指数連動型上場投信	2643	午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 2 時 30 分
57	NEXT FUNDS ブルームバーグ米回国債（7-10年）インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	2647	午後 4 時	午後 4 時	—

	対象 ETF	銘柄コード	約款変更後の内容		
			設定の申込締切時間	交換の申込締切時間	申込者が、対象株価指数または対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の申込締切時間
58	NEXT FUNDS ブルームバーグ米国国債(7-10年)インデックス(為替ヘッジあり)連動型上場投信	2648	午後4時	午後4時	—
59	NEXT FUNDS NASDAQ-100®(為替ヘッジあり)連動型上場投信	2845	午後4時	午後4時	—
60	NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価(為替ヘッジあり)連動型上場投信	2846	午後4時	午後4時	—
61	NEXT FUNDS Solactive ジャパン ESG コア指数連動型上場投信	2850	午後3時30分	午後3時30分	午後2時30分
62	NEXT FUNDS ユーロ・ストックス50指数(為替ヘッジあり)連動型上場投信	2859	午後4時	午後4時	—
63	NEXT FUNDS ドイツ株式・DAX(為替ヘッジあり)連動型上場投信	2860	午後4時	午後4時	—
64	NEXT FUNDS S&P 米国株式・債券バランス保守型指数(為替ヘッジあり)連動型上場投信	2863	午後4時	午後4時	—
65	NEXT FUNDS JPX プライム150指数連動型上場投信	159A	午後3時30分	午後3時30分	午後2時30分
66	NEXT FUNDS 日経半導体株指数連動型上場投信	200A	午後3時30分	午後3時30分	午後2時30分

※対象ファンドは銘柄コード順です。

※上記の申込締切時間は販売会社によっては異なる場合があります。

[約款付表変更と書面決議または異議申立の手続き等]

当該変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議または異議申立手続きのいずれも行ないません。

[変更の日程]

2024年11月1日まで 約款付表変更の届出日
2024年11月5日 約款付表変更の適用日

[当該変更に係る新旧対照表]

NEXT FUNDS TOPIX 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <略></p> <p>3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。ただし、取得申込者が、TOPIX (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時 30 分</u>」とします。</p> <p>4. ~5. <略></p> <p>6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、TOPIX (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時 30 分</u>」とします。</p> <p>7. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <同左></p> <p>3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。ただし、取得申込者が、TOPIX (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時</u>」とします。</p> <p>4. ~5. <同左></p> <p>6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、TOPIX (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時</u>」とします。</p> <p>7. <同左></p>

NEXT FUNDS TOPIX Core 30 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <略></p> <p>3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。ただし、取得申込者が、TOPIX Core 30 (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時 30 分</u>」とします。</p> <p>4. ~5. <略></p> <p>6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、TOPIX Core 30 (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時 30 分</u>」とします。</p> <p>7. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <同左></p> <p>3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。ただし、取得申込者が、TOPIX Core 30 (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時</u>」とします。</p> <p>4. ~5. <同左></p> <p>6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、TOPIX Core 30 (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時</u>」とします。</p> <p>7. <同左></p>

NEXT FUNDS 日経 225 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <略></p> <p>3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。ただし、取得申込者が、日経平均トータルリターン・インデックス構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時 30 分</u>」とします。</p> <p>4. ~5. <略></p> <p>6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、日経平均トータルリターン・インデックス構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時 30 分</u>」とします。</p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <同左></p> <p>3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。ただし、取得申込者が、日経平均トータルリターン・インデックス構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時</u>」とします。</p> <p>4. ~5. <同左></p> <p>6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、日経平均トータルリターン・インデックス構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時</u>」とします。</p>

NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボブスパ連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~4. <略></p> <p>5. 約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 4 時</u>」とします。</p> <p>6. ~8. <略></p> <p>9. 約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 4 時</u>」とします。</p> <p>10. ~12. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~4. <同左></p> <p>5. 約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。</p> <p>6. ~8. <同左></p> <p>9. 約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。</p> <p>10. ~12. <同左></p>

NEXT FUNDS 金価格連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <略></p> <p>4. 約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 4 時</u>」とします。</p> <p>5. ~6. <略></p> <p>7. 約款第 50 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 4 時</u>」とします。</p> <p>8. ~9. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <同左></p> <p>4. 約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。</p> <p>5. ~6. <同左></p> <p>7. 約款第 50 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。</p> <p>8. ~9. <同左></p>

NEXT FUNDS 東証 REIT 指数連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <略></p> <p>3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。</p> <p>4. ~5. <略></p> <p>6. 信託約款第 42 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。</p> <p>7. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <同左></p> <p>3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。</p> <p>4. ~5. <同左></p> <p>6. 信託約款第 42 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。</p> <p>7. <同左></p>

NEXT FUNDS 日経平均ダブルインバース・インデックス連動型上場投信

NEXT FUNDS JPX 日経 400 ダブルインバース・インデックス連動型上場投信

NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信

NEXT FUNDS 日経平均インバース・インデックス連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <略></p> <p>4. 約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 4 時 30 分</u>」とします。</p> <p>5. ~6. <略></p> <p>7. 約款第 46 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 4 時 30 分</u>」とします。</p> <p>7. <略></p> <p>8. ~10. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <同左></p> <p>4. 約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 4 時</u>」とします。</p> <p>5. ~6. <同左></p> <p>7. 約款第 46 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 4 時</u>」とします。</p> <p>7. <同左></p> <p>8. ~10. <同左></p>

NEXT FUNDS 野村企業価値分配指数連動型上場投信

NEXT FUNDS 日経平均高配当株 50 指数連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <略></p> <p>4. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時 30 分</u>」とします。</p> <p>5. <略></p> <p>6. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時 30 分</u>」とします。</p> <p>7. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <同左></p> <p>4. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時</u>」とします。</p> <p>5. <同左></p> <p>6. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時</u>」とします。</p> <p>7. <同左></p>

NEXT FUNDS NASDAQ-100® (為替ヘッジなし) 連動型上場投信

NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価 (為替ヘッジなし) 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ~3. <略> 4. 約款第14条第1項の別に定める時限は、 <u>「午後4時」</u> とします。 5. <略> 6. 約款第45条第1項の別に定める時限は、 <u>「午後4時」</u> とします。 7. ~8. <略>	(付表) 1. ~3. <同左> 4. 約款第14条第1項の別に定める時限は、 <u>「午後3時30分」</u> とします。 5. <同左> 6. 約款第45条第1項の別に定める時限は、 <u>「午後3時30分」</u> とします。 7. ~8. <同左>

NEXT FUNDS タイ株式SET50指数連動型上場投信

NEXT FUNDS FTSE ブルサ・マレーシアKLCI連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ~3. <略> 4. 約款第14条第1項の別に定める時限は、 <u>「午後4時」</u> とします。 5. <略> 6. 約款第47条第1項の別に定める時限は、 <u>「午後4時」</u> とします。 7. ~8. <略>	(付表) 1. ~3. <同左> 4. 約款第14条第1項の別に定める時限は、 <u>「午後3時30分」</u> とします。 5. <同左> 6. 約款第47条第1項の別に定める時限は、 <u>「午後3時30分」</u> とします。 7. ~8. <同左>

NEXT FUNDS 野村日本株高配当70連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ~2. <略> 3. 信託約款第15条第1項の別に定める時限は、 <u>「午後3時30分」</u> とします。ただし、取得申込者が、 対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、 <u>「午後2時30分」</u> とします。 4. ~5. <略> 6. 信託約款第40条第1項の別に定める時限は、 <u>「午後3時30分」</u> とします。ただし、交換の請求を行なう 受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、 <u>「午後2時30分」</u> とします。 7. ~8. <略>	(付表) 1. ~2. <同左> 3. 信託約款第15条第1項の別に定める時限は、 <u>「午後3時」</u> とします。ただし、取得申込者が、 対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、 <u>「午後2時」</u> とします。 4. ~5. <同左> 6. 信託約款第40条第1項の別に定める時限は、 <u>「午後3時」</u> とします。ただし、交換の請求を行なう 受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、 <u>「午後2時」</u> とします。 7. ~8. <同左>

NEXT FUNDS JPX 日経インデックス 400 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <略></p> <p>4. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時 30 分</u>」とします。</p> <p>5. <略></p> <p>6. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時 30 分</u>」とします。</p> <p>7. ~8. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <同左></p> <p>4. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時</u>」とします。</p> <p>5. <同左></p> <p>6. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時</u>」とします。</p> <p>7. ~8. <同左></p>

NEXT FUNDS 東証銀行業株価指数連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <略></p> <p>3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。ただし、取得申込者が、東証銀行業株価指数（配当込み）構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時 30 分</u>」とします。</p> <p>4. ~5. <略></p> <p>6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、東証銀行業株価指数（配当込み）構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時 30 分</u>」とします。</p> <p>7. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <同左></p> <p>3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。ただし、取得申込者が、東証銀行業株価指数（配当込み）構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時</u>」とします。</p> <p>4. ~5. <同左></p> <p>6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、東証銀行業株価指数（配当込み）構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時</u>」とします。</p> <p>7. <同左></p>

NEXT FUNDS 食品（TOPIX-17）上場投信

NEXT FUNDS エネルギー資源（TOPIX-17）上場投信

NEXT FUNDS 建設・資材（TOPIX-17）上場投信

NEXT FUNDS 素材・化学（TOPIX-17）上場投信

NEXT FUNDS 医薬品（TOPIX-17）上場投信

NEXT FUNDS 自動車・輸送機（TOPIX-17）上場投信

NEXT FUNDS 鉄鋼・非鉄（TOPIX-17）上場投信

NEXT FUNDS 機械（TOPIX-17）上場投信

NEXT FUNDS 電機・精密（TOPIX-17）上場投信

NEXT FUNDS 情報通信・サービスその他 (TOPIX-17) 上場投信
 NEXT FUNDS 電力・ガス (TOPIX-17) 上場投信
 NEXT FUNDS 運輸・物流 (TOPIX-17) 上場投信
 NEXT FUNDS 商社・卸売 (TOPIX-17) 上場投信
 NEXT FUNDS 小売 (TOPIX-17) 上場投信
 NEXT FUNDS 銀行 (TOPIX-17) 上場投信
 NEXT FUNDS 金融 (除く銀行) (TOPIX-17) 上場投信
 NEXT FUNDS 不動産 (TOPIX-17) 上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ~2. <略> 3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「 <u>午後 3 時 30 分</u> 」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「 <u>午後 2 時 30 分</u> 」とします。 4. ~5. <略> 6. 信託約款第 42 条第 1 項の別に定める時限は、「 <u>午後 3 時 30 分</u> 」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「 <u>午後 2 時 30 分</u> 」とします。 7. <略>	(付表) 1. ~2. <同左> 3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「 <u>午後 3 時</u> 」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「 <u>午後 2 時</u> 」とします。 4. ~5. <同左> 6. 信託約款第 42 条第 1 項の別に定める時限は、「 <u>午後 3 時</u> 」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「 <u>午後 2 時</u> 」とします。 7. <同左>

NEXT FUNDS インド株式指数・Nifty 50 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ~3. <略> 4. 約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「 <u>午後 4 時</u> 」とします。 5. ~7. <略> 8. 約款第 43 条第 1 項の別に定める時限は、「 <u>午後 4 時</u> 」とします。 9. ~12. <略>	(付表) 1. ~3. <同左> 4. 約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「 <u>午後 3 時 30 分</u> 」とします。 5. ~7. <同左> 8. 約款第 43 条第 1 項の別に定める時限は、「 <u>午後 3 時 30 分</u> 」とします。 9. ~12. <同左>

NEXT FUNDS NOMURA 原油インデックス連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <略></p> <p>4. 約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、<u>「午後 4 時」</u>とします。</p> <p>5. <略></p> <p>6. 約款第 46 条第 1 項の別に定める時限は、<u>「午後 4 時」</u>とします。</p> <p>7. ~8. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <同左></p> <p>4. 約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、<u>「午後 3 時 30 分」</u>とします。</p> <p>5. <同左></p> <p>6. 約款第 46 条第 1 項の別に定める時限は、<u>「午後 3 時 30 分」</u>とします。</p> <p>7. ~8. <同左></p>

NEXT FUNDS 日本成長株アクティブ上場投信

NEXT FUNDS 日本高配当株アクティブ上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <略></p> <p>4. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、<u>「午後 4 時 30 分」</u>とします。</p> <p>5. ~6. <略></p> <p>7. 信託約款第 48 条第 1 項の別に定める時限は、<u>「午後 4 時 30 分」</u>とします。</p> <p>8. ~9. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <同左></p> <p>4. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、<u>「午後 4 時」</u>とします。</p> <p>5. ~6. <同左></p> <p>7. 信託約款第 48 条第 1 項の別に定める時限は、<u>「午後 4 時」</u>とします。</p> <p>8. ~9. <同左></p>

NEXT FUNDS ブルームバーグ・ドイツ国債 (7-10 年) インデックス (為替ヘッジあり) 連動型上場投信

NEXT FUNDS ブルームバーグ・フランス国債 (7-10 年) インデックス (為替ヘッジあり) 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <略></p> <p>4. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、<u>「午後 4 時」</u>とします。</p> <p>5. ~7. <略></p> <p>8. 信託約款第 46 条第 1 項の別に定める時限は、<u>「午後 4 時」</u>とします。</p> <p>9. ~10. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <同左></p> <p>4. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、<u>「午後 3 時 30 分」</u>とします。</p> <p>5. ~7. <同左></p> <p>8. 信託約款第 46 条第 1 項の別に定める時限は、<u>「午後 3 時 30 分」</u>とします。</p> <p>9. ~10. <同左></p>

NEXT FUNDS JPX 国債先物ダブルインバース指数連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <略></p> <p>4. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 4 時 30 分</u>」とします。</p> <p>5. ~6. <略></p> <p>7. 信託約款第 47 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 4 時 30 分</u>」とします。</p> <p>8. ~9. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <同左></p> <p>4. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 4 時</u>」とします。</p> <p>5. ~6. <同左></p> <p>7. 信託約款第 47 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 4 時</u>」とします。</p> <p>8. ~9. <同左></p>

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジあり) 連動型上場投信

NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI 指数 (為替ヘッジなし) 連動型上場投信

NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI 指数 (為替ヘッジあり) 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <略></p> <p>4. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 4 時</u>」とします。</p> <p>5. ~8. <略></p> <p>9. 信託約款第 46 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 4 時</u>」とします。</p> <p>10. ~11. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <同左></p> <p>4. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。</p> <p>5. ~8. <同左></p> <p>9. 信託約款第 46 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。</p> <p>10. ~11. <同左></p>

NEXT FUNDS 外国 REIT・S&P 先進国 REIT 指数 (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <略></p> <p>4. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 4 時</u>」とします。</p> <p>5. ~11. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <同左></p> <p>4. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。</p> <p>5. ~11. <同左></p>

NEXT FUNDS MSCI 日本株女性活躍指数（セレクト）連動型上場投信
NEXT FUNDS 野村株主還元 70 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <略></p> <p>3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時 30 分</u>」とします。</p> <p>4. ~5. <略></p> <p>6. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時 30 分</u>」とします。</p> <p>7. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <同左></p> <p>3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時</u>」とします。</p> <p>4. ~5. <同左></p> <p>6. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時</u>」とします。</p> <p>7. <同左></p>

NEXT FUNDS 新興国債券・J.P.モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（為替ヘッジなし）連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <略></p> <p>4. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 4 時</u>」とします。</p> <p>5. ~8. <略></p> <p>9. 信託約款第 48 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 4 時</u>」とします。</p> <p>10. ~11. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <同左></p> <p>4. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。</p> <p>5. ~8. <同左></p> <p>9. 信託約款第 48 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。</p> <p>10. ~11. <同左></p>

NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10 年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <略></p> <p>4. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 4 時</u>」とします。</p> <p>5. ~8. <略></p> <p>9. 信託約款第 50 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 4 時</u>」とします。</p> <p>10. ~11. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <同左></p> <p>4. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。</p> <p>5. ~8. <同左></p> <p>9. 信託約款第 50 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。</p> <p>10. ~11. <同左></p>

NEXT FUNDS S&P 500 指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信
NEXT FUNDS S&P 500 指数（為替ヘッジあり）連動型上場投信
NEXT FUNDS S&P 500 ESG 指数連動型上場投信
NEXT FUNDS NASDAQ-100®（為替ヘッジあり）連動型上場投信
NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価（為替ヘッジあり）連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <略></p> <p>4. 信託約款第14条第1項の別に定める時限は、「<u>午後4時</u>」とします。</p> <p>5. ~8. <略></p> <p>9. 信託約款第47条第1項の別に定める時限は、「<u>午後4時</u>」とします。</p> <p>10. ~11. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <同左></p> <p>4. 信託約款第14条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時30分</u>」とします。</p> <p>5. ~8. <同左></p> <p>9. 信託約款第47条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時30分</u>」とします。</p> <p>10. ~11. <同左></p>

NEXT FUNDS MSCI ジャパンカンントリーESG リーダーズ指数連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <略></p> <p>3. 信託約款第15条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時30分</u>」とします。ただし、取得申込者が、対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後2時30分</u>」とします。</p> <p>4. ~5. <略></p> <p>6. 信託約款第44条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時30分</u>」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後2時30分</u>」とします。</p> <p>7. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <同左></p> <p>3. 信託約款第15条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時</u>」とします。ただし、取得申込者が、対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後2時</u>」とします。</p> <p>4. ~5. <同左></p> <p>6. 信託約款第44条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時</u>」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後2時</u>」とします。</p> <p>7. <同左></p>

NEXT FUNDS ブルームバーグ米国国債（7-10年）インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信

NEXT FUNDS ブルームバーグ米国国債（7-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <略></p> <p>4. 信託約款第14条第1項の別に定める時限は、「<u>午後4時</u>」とします。</p> <p>5. ~8. <略></p> <p>9. 信託約款第46条第1項の別に定める時限は、「<u>午後4時</u>」とします。</p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <同左></p> <p>4. 信託約款第14条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時30分</u>」とします。</p> <p>5. ~8. <同左></p> <p>9. 信託約款第46条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時30分</u>」とします。</p>

10. ～11. <略>	は、「 <u>午後 3 時 30 分</u> 」とします。 10. ～11. <同左>
--------------	------------------------------------------------

NEXT FUNDS Solactive ジャパン ESG コア指数連動型上場投信
NEXT FUNDS JPX プライム 150 指数連動型上場投信
NEXT FUNDS 日経半導体株指数連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ～2. <略></p> <p>3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時 30 分</u>」とします。</p> <p>4. ～5. <略></p> <p>6. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時 30 分</u>」とします。</p> <p>7. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ～2. <同左></p> <p>3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時</u>」とします。</p> <p>4. ～5. <同左></p> <p>6. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「<u>午後 2 時</u>」とします。</p> <p>7. <同左></p>

NEXT FUNDS ユーロ・ストックス 50 指数（為替ヘッジあり）連動型上場投信
NEXT FUNDS ドイツ株式・DAX（為替ヘッジあり）連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ～3. <略></p> <p>4. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 4 時</u>」とします。</p> <p>5. ～7. <略></p> <p>8. 信託約款第 47 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 4 時</u>」とします。</p> <p>9. ～10. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ～3. <同左></p> <p>4. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。</p> <p>5. ～7. <同左></p> <p>8. 信託約款第 47 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。</p> <p>9. ～10. <同左></p>

NEXT FUNDS S&P 米国株式・債券バランス保守型指数（為替ヘッジあり）連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ～3. <略></p> <p>4. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 4 時</u>」とします。</p> <p>5. ～7. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ～3. <同左></p> <p>4. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。</p> <p>5. ～7. <同左></p>

8. 信託約款第 48 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。	8. 信託約款第 48 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。
9. ～10. <略>	9. ～10. <同左>

以 上